

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の会社C事業所においてトラック運転手として就労していた。請求人によれば、平成〇年〇月、トラックの運転席から降りる際にステップを踏み外し、右足に体重が掛かった状態で着地し、右足を負傷したという（以下「本件負傷」という。）。

請求人は、同月〇日、D医療センターに受診し「右下腿骨開放性骨折後慢性化膿性骨髄炎急性増悪症」（以下「本件疾病」という。）と診断され、また、同年〇月〇日、右脛骨骨幹部の骨折（以下「本件骨折」という。本件疾病及び本件骨折を併せて、以下「本件傷病」という。）が判明した。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、請求人の既存疾病である慢性化膿性骨髄炎が症状の悪化をみることなく継続していたところ、本件負傷により、その自然経過を超えて著明に増悪し、本件疾病を発症し、また、本件骨折も生じたものと主張するので、以下検討する。

(2) E医師は、要旨、「右足に負担が掛かれば、本件疾病の発症は十分に可能性がある。」との意見を述べる一方で、要旨、「請求人は化膿、骨髄炎状態である。」との意見を述べている。また、F医師は、要旨、「慢性化膿性骨髄炎は排膿が継続しており、増悪が起こる状態とは考えにくく、本件負傷と本件疾病との間の因果関係は特定できない。」との意見である。

上記の、右足に負担が掛かれば、本件疾病の発症は十分に可能性があるとのE医師の意見は、本件負傷時の検査結果など客観的資料に基づいたものではなく、一般的に可能性を示唆しているものと判断し得るものである。これに対し、同医師の、請求人は化膿・骨髄炎状態であるとの意見及びF医師の、慢性化膿性骨髄炎は排膿が継続しており、増悪が起こる状態とは考えにくく、本件負傷と本件疾病との間の因果関係は特定できないとの意見は、平成〇年〇月〇日に請求人がE医師を受診したときの診断結果に基づいたものとなっている。

また、請求人は、平成〇年〇月〇日にトラックを運転中に別会社のトラックの運転手から暴行を受け、慢性化膿性骨髄炎の急性増悪を起こしたとして労災請求をしたが、それが不支給となったので、今回は負傷日を同年〇月〇日にし

て療養補償給付及び休業補償給付の請求をした、としており、請求人自らが、同年〇月〇日の別会社のトラック運転手からの暴行が本件疾病の原因であることを主張した経緯がある。

以上を踏まえれば、当審査会としては、請求人は既存疾病の慢性化膿性骨髄炎による排膿が継続している状態にすぎないとするE医師及びF医師の医学的意見のとおり、本件疾病の発症の経緯、決定書記載の「判断の要件」、本件疾病が既存疾病の自然経過を超えて著明に増悪したか否か、いずれに照らしてみても、本件負傷と本件疾病との因果関係を肯定することができないと判断する。

(3) 本件骨折についてみると、エックス線写真では、平成〇年〇月〇日にはじめて骨折線が認められたあと、翌日のエックス線写真で骨折線に転位傾向が認められるため同年〇月〇日に骨折が発生したとするのは不自然との意見は、F医師だけでなくG医師も述べており、E医師が、請求人の骨折が判明した日は同年〇月〇日と述べていることは、F医師及びG医師の上記の意見を否定する趣旨のものでなく、こうしたことを踏まえれば、当審査会としては、本件負傷と本件骨折との因果関係を肯定することができないと判断する。

(4) 以上より、当審査会としては、本件負傷と本件傷病との因果関係を認めることができないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。